

# 人間らしく働きたい

～高校生と労働者の権利について考える～

コンビニ

ファミレス

スーパーマーケット

ドラッグストア

倉庫・製造業

ファーストフード

生徒たちのバイト先と時給—神奈川県最低賃金：

2017,10,1～ 956円

ローソン 956,960 (3) セブンイレブン 956,960 (4)  
ミニストップ 956 (2) ファミリーマート 956 (2) サークルK  
ガスト 960 サイゼリヤ 970 夢庵 956 デニーズ くら寿司  
960、980 (3) かつ泉 960 すき家 940 松屋 980 (2) 牛角 980  
デニーズ 965 ファミレス 960、980 (4) 神戸屋 1100 焼肉屋 970  
築地海賓 960 焼肉キング 965 牛角 960→1000 ぎょうてんラ  
ーメン 1000、1060 スシロー 960 (3) COCO 壱番屋 980  
モスバーガー 960 マクドナルド ピザーラ 956 千の庭 956  
モダン焼きや クリエイト 960 (3) スーパー 956、960 (2)  
ロピア 960 マルエツ 956、1030 (2) ロピア  
スーパーローゼン ドンキホーテ 960 ドラッグストア  
ENOS 1000、1100 (2) ハム製造 1010 郵便局 960

アルバイトをする前に、基本的なワークルールを知り、対処法を理解することは「高校生活を第一としたバイト」を継続していく上で必須ではないだろうか。身近な労働問題として、ブラックバイトに焦点をあて実践した。

時限	タイトル	内容
1	私たちのブラックバイトマニュアルをつくろう	① 大学生塾講師のブラックバイト事例の新聞記事で読み、このケースでは、何が問題なのか考えさせた ② グループでこの女性はどの様に対処したら良いか話あい発表させた ③ バイトアンケートで生徒たちの労働環境を調べた
2	仲間の事例から、ブラックバイトへの対処を考えよう	上記のアンケートから、生徒たち自身のブラックバイト事例をA～Eの5つに分類。その内容を紹介後、自分が調べたい内容をA～Eより選ばせた。5つのグループ（調べ班）になり、必要な法律的知識を調べ、対処法、応援メッセージを考えさせた。
3	A～Eの5つの事例からワークルールについて学び、これからについて考えよう	A～Eを調べたメンバーがそれぞれの班に入る新しい班を構成（報告班）。A～Eの報告を聞かせ、3時間の授業の感想を書かせた。

## 1、 授業の様子

**1時間目** ～生徒たち自身のアルバイト環境をアンケートで調べる（2時間目の5つの事例とする）～

大学生のコマ給塾講師の労働実態の問題性（契約はコマ給なのに、清掃など契約外の業務が無給であること）を取り上げた新聞記事を読み終わった途端「うちのバイトは給与明細を店長が要らないよね、と言って捨ててしまう」「教えてもくれない仕事をやらせて、出来ないと罵倒された」など自分たちのことを語り出した。記事の内容から問題点を確認。自身の労働環境と憤りをアンケートに書かせた。「授業1コマ1,800円は高いよね」「今時これくらいの時間外労働は当たり前」という発言もあった。

○生徒たちがグループで考えた対処法

労働に対し賃金が足りないと話し合う、まず塾長に抗議、ダメなら弁護士に相談し訴える、塾長の弱みを握る、悪い噂を流して脅す、法律をちゃんと調べてから上司に言う、法律に詳しくなる、本社に電話する、本社でデモ、相談所に行く、契約書を見せつける、契約書をもらっておく、授業以外の仕事があるか事前に聞いておく、一契約書の内容をチェックし疑問があれば聞いておく、防犯カメラ、録音する、メモなどの記録を残す、同じように思っている人と会議する、集団で問い詰める、ストライキ、もう一度チラシを見て確認する、チラシを見せて抗議、ボイコット、事前の説明でなかった仕事はしない、警察に相談、泣く・暴れるなど辞めていいという行動を取りお金をもらい辞める、法律違反になるとバイト先に言う、警察、偉い人に言う、間違っていることは間違っていると偉い人にも言う、他の人に相談する（親、バイト仲間、社員、オーナー）、フランチャイズの本社に相談

## 2時間目

～1時間目のアンケートより私が作成した5つの事例（\*P6のワークシートに、P7の事例A～Eをあてはめた5種類を作成）から1つを選び調べ学習～

5つの事例を簡単に紹介しながら、今、まさに困り悩んでいる仲間がいることを確認。「上手く譲り合ってね」というと、自分たちで話し合い1チーム6～7人、A～Eの5つの事例の調べ班に分かれた。2人で1つの資料（後述資料\*1）を見ることが出来る様にし、調べ班ごとに事例が違うワークシートを渡した。最後まで、ほとんどワークシートを埋められず、おしゃべりをして終わってしまった生徒もいたが、大体は資料を見ながら調べた。

○生徒たちから、この事例の生徒たちへの励ましのメッセージ

- ・ ブラックバイトだった場合、自分で解決するのは難しいと思うので抱え込まず、先生や友達に相談した方がいいと思います。またルールに沿って判断しているから、私たちが調べたマニュアルは間違い無いので自分の意見をつき通せば間違い無いと思います。頑張ってください。
- ・ 私のところのバイトもこういうトラブルがあった。店長にちゃんと伝えたら解決した！
- ・ 怖がらないでちゃんと相談した方がいいよ。
- ・ セクハラは、シフト変更をしたほうがいいと思う。それでも改善しないなら辞めた方がいい。録音して上の人に言った方がいい。

## 3時間目

今日の授業の流れを確認し「高校生ユニオン結成」の新聞記事を読み主体的に行動している事例とした。各自自分の報告の内容をまとめる時間を5分ほどとった後、あらかじめ数字をふっておいた2時間目に回収したワークシートをそれぞれに返却。数字に従い報告班に分かれ、自分たちが調べた内容をそれぞれ発表させた。

○3時間の授業を終えた生徒たちの感想

- (1)最近バイトをはじめたから店長に雇用契約書をもらおうと思った。バイトをしている私は社会に出ているので、言わなきゃいけないことは言おうと思った。6時間を超えると最低45分の休憩がある。私も6時間を超えたら言われなくても休憩を取ろうと思う。友達の発表を聞き、まだバイトに入ったばかりなのに1人でしかも客がたくさん来るとい事例は、私もどうしていいか分からずてんぱってしまうと思った。
- (2)出来ませんとか無理とか言えないといいカモだなって思った。自分が店長だったら結構ブラックなことをしてしまうかもしれない。どの会社でもブラックじゃないとやっていけないのかなと思った。労働基準法を無視して高校生のバイトを利用していることが多かった。
- (3)綾西の生徒だけでもこんなに沢山の事例があるので日本全体を見たら、もっと悪質なことが起きていると思う。そういったことがもっと減らせるよう相談する場所を設けたりすると良いと思った。自分の周りにも困っている人がいたら助けになれるよう関係する法律をしっかりと学んでいきたい。
- (4)勝手にシフトが入れられているという事例を聞いたときに自分の家の都合や自分自身の生活のリズムがあるからとても悪質だと思いました。バイトの都合で自分の自由がなくなると生活だけでなく「心の自由」も無くなってしまうと思いました。

## 2、授業の振り返り

2年生にもなれば、目の前の生徒たちは殆ど「非正規労働者」だ。HR 教室では「私、8連勤!」「俺なんか、10連勤だ!」と過酷な労働環境を誇示し合い、はしゃぐ。授業ではひたすら寝続ける。「この子たちの多くは友人と関わる事で学校を楽しみ、授業寛ぐためのもの?(寝ないとしたら、授業中もずっと話し続ける)」と感じる日が多くなった。つまり彼らは「非正規労働者」として生きている合間に、高校生活を成立させているのだ。長く困難校と言われてきた勤務校は、ここ数年で落ち着いてきている。しかし学校生活に「学び」や「充実した時間」を求める生徒たちはまだまだ少なく、学校が彼らにとって魅力的な場なのかという課題は大きい。そんな現状の中、バイトそのものを題材にしたら「学び」に向き合う生徒も増えるのではないだろうか。彼らにとって、少しは価値のある授業が出来るのではないだろうか。そのような気持ちから、彼らの労働環境そのものを事例として実践した。授業をして気づいたことと今後の課題(例会での報告で受けた指摘も踏まえて)はこうだ。1、基本的なワークルールを知り、対処法を理解することは、「権利」を我が事として感じられるリアルな教材になる。そのために学ぶ時期は、殆どの生徒がバイトを始める前の1年生の夏休み前が良いと思う。2、「学校の先生」という立場で扱うと、バイトで困っている生徒に声かけとフォローが継続しやすい。3、有給を取得することで、権利を体感させたい。4、「ブラックバイト」の「ブラック」はマイナスの印象。この語句の使用の有無について敏感でありたい。5、現在の労働法が、完成版ではない。今現在も権利獲得のために努力し続けている人たちがいること、これから発展させていく必要があることに気づかせたい。6、フランチャイズの雇われ店長の過酷な労働環境がなぜ生まれているのか、社会科の学習として考えさせられるような授業をしたい。コンビニでバイトしている生徒は、辞めたいと言う。でも、先に辞めた先輩の所に毎日のように連絡し「シフトに入って欲しい」と懇願している店長の姿を見ると哀れだと言う。

「ブラックバイト」の名付け親と紹介されている中京大学国際教養学部教授大内裕和氏によると「ブラックバイト」とは「学生であることを尊重しないアルバイト」だそうだ。今の学生は、試験期間中であろうとバイトを休めない。その背景は、正規雇用労働者と非正規雇用労働者の比率の推移であり、ここ20年間で正規雇用は500万人減少し、非正規雇用は約1000万人増加した。すなわち正規雇用が担ってきた労働を非正規雇用が担う労働環境になってきた。大学生であれば、親の年収が下がり学費負担度や仕送りは減った。かつてのアルバイトは余暇を充実させるためのものだったが、今は学費や生活、奨学金の返済を維持するものに変化。労働環境が過酷であっても「辞められない」状況を生み出す。2015年11月の厚生労働省の調査によると58.7%に労働条件通知書が交付されておらず、大学生の60.5%が労働条件上何らかのトラブルがあったという。また、長くバイトを続けていくうちに基幹労働者として組み込まれていくという。使用者は学生に労働者としての責任感を求めやりがいを触発し(バイトリーダー・時間帯責任者)、また「部活」のようにバイト仲間での助け合いを演出。バイト仲間とおしでラインを使いシフトを調整させるそうだ。生徒たちも口々に語る。「レジに人が並べば職場が困ると思い休憩中でもレジに出る」「22:00にタイムカードをおしたあと、翌日の営業が困るからと閉店業務してから帰宅する」「職場に着いてから知ったその日のシフト変更。自分の了解無くしての変更はおかしいと思っても、他に代わりがいなければ引き受けるしかないと諦めた」と。

高大の教員が基礎的な労働法の知識を身に付けることは、急務であると実感している。高校生は困ったらまず担任に相談にくるだろう。その時どの教員も「その労働環境はおかしい、相談出来る場所の情報はこちら」と自信を持って対応出来たら、生徒を支えるリソースの1つになれるのではないだろうか。2017年2月に日本弁護士連合会は「ワークルール教育推進法(仮称)の制定を求める意見書」を提出。同年11月には超党派で議員立法「ワーク

ルール教育推進法案」をまとめた。2018年の2月には日本労働弁護団がワークルール教育推進法制定を求め参議院会館で集会を開いている。バイトにおける労働環境の悪化はもはや社会問題だ。

「先生、ムカついてきた！」と最後の授業でつぶやいた生徒がいた。人権感覚を無視した部活、過酷な労働を強いるバイト、過酷な労働を強いる企業と権利を蔑ろにすることが当たり前環境に慣れ続けてしまえば、次のステップで「人間らしさ」を奪われていても気づかなくなる。今回の授業で声をあげた生徒たちの事例は氷山の一角。本当に深刻なのは、自分の労働環境がおかしいと気づいていない生徒たち、諦めてしまっている、また過度にやりがいを感じてどっぷりハマってしまっている生徒たちだと思う。自分たちの権利に気づき抗することを諦めない生徒になって欲しい。自分自身への自戒も込め、これからも労働者の権利の授業に取り組みたい。

<補足 追加のアンケートまとめ>

Q、バイトの授業は役立ちましたか

**はい148人** どういうバイトがブラックかわかった、これから始めるので気をつけ判断できる、実際に困っていたことがあったので解決とかがしてくれまし、少し気持ちが楽になった、自分はまだまだあまり社会に出れていないので知ることが出来良かった、こういうことで困っている人を知らなかったから、バイトの面接で契約書をもらうことが出来たから(2)、「契約書ありますか」って聞けたから、今後バイトをする人や今やっている人は今回授業でやったことをちゃんと思い出してバイトする、思ったより自分のバイト先がブラックだなと思った、対処法が分かって良かった、結局もう辞めちゃんですけど、シフトのことなど役だった、パートさんに相談したらテスト前日に休みにしてくれた、これから仕事をしていくにあたってバイトも仕事だから良い情報が集められたと思う、他にも自分と同じような人たちがいると知る事が出来て良かった

**いいえ9人**

バイトをしていないから、言う勇気がない

<参考文献とH・P>

今野晴貴・川村遼平(2011)『ブラック企業に負けない』

川村雅則他(2014)『ブラック企業に負けない! 学校で労働法・労働組合を学ぶ』

川村遼平(2014)『NOと言えない若者がブラック企業に負けず働く方法』

早稲田大学学生部学生生活課編(2016)『ブラックバイト対処マニュアル』(\*1)

大内裕和(2018)『ブラックバイトに騙されるな!』

・ブラック企業対策プロジェクト <http://bktp.org>

→無料冊子が充実 『ブラックバイト対処法〜大変すぎるバイトと学生生活の両立に困っていませんか?』

・厚生労働省の調査「大学生等に対するアルバイトに関する意識調査結果について」(2015年11月)

<https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000103577.html>

年 組 番 氏名 ( ) 報告班 < >
作成メンバーは ( ) ( ) ( ) ( ) ( )
( ) ( )

<A: シフトのトラブル>

- ・ 契約は17:00～21:00なのに、勝手に17:30～21:45に変えられている。日曜日に入ると自分は言ったことがないのに、店の都合でシフトが組まれている。ファミリーレストラン。店についてシフトを確認すると勝手に時間が延長されている。週3の契約なのに、週6にシフトを入れる。
- ・ 8連勤で休日1日。次は続けて6連勤中。
- ・ 人が足りないという理由で13時間(9:00～22:00)働いたこともある。休憩は45分×2。シフト表では、(9:00～13:00)、(13:00～17:00)、(17:00～22:00)全てに○をしたが全て1日のシフトに入れるとは思わなかった。

私たちが調べた役立ちそうな知識

---

---

---

---

---

---

---

---

対処法はコレ! (まず～、次に～、そして～のスタイルにまとめる)

---

---

---

---

---

---

---

---

○バイト関連で悩んでいる仲間に励ましのメッセージを

#### <B: 賃金・残業代>

・サービスエリアで面接をした。面接の際、友人と同じ店舗を希望したが、違う店舗に配属。ラーメン屋で7時間休憩なしで、ひたすら皿洗いばかりさせられた。22:00にタイムカードを押した後、無給で22:30まで働かせられた。契約書はなかった。

・薬局でバイトをしている。毎日22:01にタイムカードをきるが22:00~22:30くらいまで電気を消す、

・カーテンをおろす、次の日の準備など片付けをさせられている。着替えの時間がバイト代に入っていない。

・高校生は22:00までしか働くことが出来ないのに、22:30まで働かせられ残業代はない。

・23:00まで店長に頼まれ残業したことがあった。「手当が出るなら」と了解したが、夜勤手当、給料ともにつかなかった。

レジのバーコードで勤務管理をしている。かつては夜勤は正社員がしたそうだが、今は学生がしている。

#### <C: 休憩・休暇>

・仕分けの仕事で12時間近く働かされた。休憩をもらえていない。

・熱を出し具合が悪かったので休もうとしたところ休ませてくれなかった。偉い人に言ったら代わりを探してくれた。

・パートさん全員で店長の悪口を言っている。何時間働いても休憩は15分。

・コンビニ。5時間のバイトで30分の休憩をとったことにされ給料から引かれる。先輩が店長に指摘すると「このお店は休憩をとることになっているから取って。何で今までとってなかったの?」と言われた。この休憩について今まで説明されたことはない。

#### <D: ハラスメント・研修の必要>

・教えてもらったことがない仕事をさせられて出来ないと、罵倒された。店長と口論になり胸ぐらをつかまれた。殴りたくなかった。

・焼肉のチェーン店。2,3回目慣れてきて表で接客するようになってから、偶然なのかわざとなのか分からないけど店長にセクハラらしきことを1日1回はされる。肩を叩く要領で、腰付近を触られる。

・遅いと舌うちをする、わざと足を蹴られるなど姉のバイト先の先輩たちは、色々いじわるをするらしい。

#### <E: 責任の重さ>

・店には店長とパートの責任者しかいないので、クレーム対応もアルバイトでしている。給料明細はいらないでしょと言い店長が捨てている。面接が苦手なのと、家から10分の距離で自転車で通えるので、辞めたくない。

・高校1年生でまだ慣れていないのに(3か月)20:00~21:00の間は店に店員が自分1人しかいないので不安。

レジに4~5人並ぶこともあり、さらに業者さんが「ハンコくださいー」と来たりするとどう対応したら良いか分からず困る。

私の調べ班( )、報告班( ) わたしたちのブラック対処バイトマニュアル 年 組 番 氏名

<原稿>

私の調べ班( )で( )について調べました。事例を読みます。( ←プリントの事例を読む)  
む)私たちが調べたこの事例に役立つような知識はこうです。( ←調べたことを言う)考えた対処法  
は( ←調べたことを言う)です。今回、調べ学習をして( ←自分の感想を言う)だ  
と思いました。以上で報告を終わります。

1、自分の報告が上手くできるよう、発表原稿を下書きしよう \*上の( )の部分を考える

2、発表を聞きながらメモを取ろう

ブラックバイトの授業で学び、考えたことや感じたことをまとめよう